

公益社団法人 益田青年会議所

運営規定

303



Junior Chamber International Japan

MASUDA

【 運営規定 】

第1章 理事会

第1条 正副会は、原則として毎月第1金曜日に開催する。

第2条 定例理事会は、毎月第2金曜日に開催する。やむを得ない理由により変更する場合には、理事会において決定する。

第2章 例会

第3条 例会は毎月第3金曜日に開催する。時間 19：00～21：00 場所 益田商工会議所。やむを得ない理由により変更する場合には、理事会において決定する。

第4条 会員は正当な理由がある場合を除き、例会に出席しなければならない。ただし、本会議所の公務出張により例会に欠席したときは、メーキャップを認め出席となす。

第5条 会員は時間を厳守し、品位ある服装をし、常にバッヂを佩用する。

第6条 特別の事由により欠席又は遅刻をするときは、事務局又は内務事務担当委員会委員長へ口頭・電話又は文書をもって届出なければならない。

第7条 例会に届けの有無を問わず、欠席した者及び遅刻した者は、別に定めるチャーム規定により納入しなければならない。

第3章 褒章

第8条 本会議所は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人・委員会に対して褒賞する。

第9条 推薦方法は次のとおりとする。

(1)委員会については、副理事長の推薦により正副会にお

いて決定する。

(2)個人については、委員長の推薦により理事会にて決定する。

第10条 審査基準は次のとおりとし、細則については当該年度の褒章担当委員会の決定による。ただし、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)実 行 性
- (2)貢 献 度
- (3)出 席 率

第4章 慶 弔

第11条 正会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔金もしくは記念品を贈る。ただし、理事会は諸般の事情を勘案しその基準を変更することができる。基準を変更した場合は次回の例会において報告をしなければならない。

- (1)会員の結婚・・・・・・・・・・・・・・・・6,000円
- (2)会員の子女出産・・・・・・・・・・・・3,000円
- (3)会員の死亡・・・・・・・・・・・・10,000円その他
- (4)会員の配偶者の死亡・・・・・・・・10,000円
- (5)会員の両親及び子供の死亡・・・・5,000円
- (6)会員の傷病見舞・・・・・・・・・・・・3,000円相当
- (7)会員の卒業祝・・・・・・・・・・・・5,000円以上
- (8)理事長の退任祝・・・・・・・・・・・・10,000円以上
- (9)その他必要と認めた場合は理事長の決定による。

第5章 事務局

第12条 定款27条第2項に基づき事務局を次のとおり規定し、専従事務局員を1名置く。

2. 専従事務局員は、以下の職務を行う。

- (1)会計理事及び内務担当委員会と共に財務、財産、備品を管理する。
- (2)会計帳簿の保管。
- (3)受信簿の作成及び担当者への連絡、回覧。
- (4)通信事務及び来訪者の受付記録。

(5)その他庶務的事項。

第6章 旅 費

第13条 理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては、次のとおり旅費を支給する。

- (1)目的地までの交通費実費。
- (2)宿泊料は実費相当額。

第7章 チャーム

第14条 チャームに関しては、当該年度の内務担当委員会の決定による。ただし、理事会の承認を得なければならない。

第8章 スポンサー

第15条 スポンサーの資格は次のとおりとする。

- (1)正会員であって、満1年以上を越える期間正会員歴を有し、過去1年間の例会出席率が60%以上でなければならない。
- (2)スポンサーは推薦した会員に対して助言、指導を行う。